

【軽自動車(レンタカー)持込用記録簿について】

軽自動車（レンタカー）を持込検査登録する場合 記録簿（検査票）の組み合わせにご注意ください！

(一社)沖縄県自動車整備振興会では、標記持込検査の際に下記記録簿の組み合わせをご案内しております。下記以外の組み合わせでは振興会予約枠での予約受付はできません。改めてご確認ください。

尚、標記車両に限らず、(一社)沖縄県自動車整備振興会 車検予約確認時に必要な記録簿（検査票）は諸規程及び定款内の会費徴収規定に基づき指定しております。(最下部参照)

【組み合わせ①】軽自動車検査票（ユーザー車検用記録簿）＋ 自家用貨物整備記録簿(別表第5)

軽自動車検査票 (1) (ユーザー車検用記録簿)

自家用貨物整備記録簿 (別表第5)

自動車定期点検用点検整備記録簿 (自動車検査票)

自家用貨物自動車等 (別表第5)

記録簿を差し込み方向

自動車整備振興会九州連合会

【組み合わせ②】軽自動車整備記録簿(別表第6)＋ 自家用貨物点検整備記録簿(別表第5)

軽自動車定期点検用点検整備記録簿 (軽自動車検査票)

自家用貨物点検整備記録簿 (別表第5)

軽自動車整備記録簿 (別表第6)

自家用貨物自動車等 (別表第5)

点検整備記録簿

自動車整備振興会九州連合会

【諸規程（抜粋）】 第3章 - 第7条（入会金及び会費）
会員は総会において、別に定めるところにより入会金及び会費を納めなければならない。

【定 款（抜粋）】 会費徴収規定 会費の納付 第3条 - (3)
能率会費の納付は、本会指定の検査用記録簿等・保安基準適合証及び点検整備済ステッカーによって納付する。

お問い合わせ：指導課 098-877-7065（ガイダンス番号①）